

基 | 本 | 構 | 想 | 編
Standard Concept

町民憲章の具現化にむけて

昭和45年に秩父別町のまちづくりの基本精神となる「秩父別町民憲章」が制定されました。

今計画によるまちづくりも町民憲章が示すまちづくりを推進し、実践するものでなければなりません。

秩父別町民憲章

前 文

わたくしたちの町は、先人のたくましい開拓精神によって、原始の密林をきりひらき、今日の発展をとげた生産の町です。

わたくしたちは、秩父別の町民であることに誇りと責任をもちます。

お互いのしあわせを願い、よりよい町づくりを進めるため、この町民憲章を定めます。

本 文

- 1 希望を胸に、明るく元気に働きます。
- 1 話しあい、励ましあう、楽しい家庭をつくります。
- 1 みんなが生きがいのある、福祉の町をつくります。
- 1 力をあわせ、きまりを守る、住みよい町をつくります。
- 1 文化を高め、豊かな田園の町をつくります。

この町民憲章の具現化にむけて、第6次秩父別町総合計画を策定します。

I

第6次秩父別町総合計画の策定意義

本町では、平成27年度を目標年度とする「第5次秩父別町総合計画」を策定し、“快適で融和な活力のあるまち・ちっぷべつ”を目指して計画を進めてきました。これまで総合計画は地方自治法において「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされてきましたが、平成23年の同法の一部改正によって、策定義務がなくなり、市町村の独自の判断に委ねられることになりました。

しかし、現代社会は、人口減少と少子高齢化の進行、安全・安心に対する関心の高まりなどから、大きな変革期の真っ只中にあり、解決していかなければならない課題が数多くあります。

このような、課題に取り組む中で、町づくりの基本方向に沿って町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するため、まちの最高規範である「秩父別町自治基本条例」に基づき「第6次秩父別町総合計画」を策定するものです。

【計画策定の背景】

第5次秩父別町総合計画策定

人口減少と少子高齢化の進行
安全・安心に対する関心の高まり
循環型社会に向けた環境の保全と活用
高度情報化社会の進展
成熟化社会の進展
社会経済の変貌
地方分権の進展
住民参加・協働のまちづくり

第6次秩父別町総合計画策定

II. 総合計画の構成及び期間

II

総合計画の構成及び期間

(1) 計画の位置付け

総合計画は、秩父別町の将来の発展を展望し、長期的な視点に立った発展の方向と将来の目標、それを実現していくための町政の指針や取り組む内容などを定めたもので、まちづくりを進めていく上で最も上位に位置づけられる計画です。

そのため、分野ごとの個別計画については、本計画との整合性を持たせることとします。

また、この計画は、まちづくりの基本理念や目指すべき将来像などの目標や目標を達成するための基本方針を示した「基本構想」、基本構想の実現に向けて施策を示した「基本計画」、基本計画を実行するための事務事業などを示した「実施計画」で構成されます。

1. 基本構想

秩父別町の将来の姿及び行政・地域の運営方針を示すもの

2. 基本計画

基本構想を実現するために、部門別で基本的な施策・事業の方向を示すもの

3. 実施計画

実施にあたり、具体的な事業内容・財源等を示すもので、ローリング方式で毎年必要に応じて見直し、調整するもの

(2) 計画期間

第6次秩父別町総合計画は平成27年度に策定し、計画期間は平成28年度から平成37年度までの10ヵ年とします。「基本計画」についてはより実効性のある計画とするため、中間年度で見直しを行い、実施計画についてもローリング方式により事業の推進を図ります。ただし、社会経済状況の変化や計画の進捗状況をふまえ、適宜見直しを行うこととします。

《計画の周期》

1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次
平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
基　本　構　想									
基　本　計　画									
第1次（前期）基本計画					第2次（後期）基本計画				
第1次実施計画			第1次実施計画						
第2次実施計画					第2次実施計画				
		以降、毎年毎ローリング					以降、毎年毎ローリング		
				前期実績					
				後期計画					

III. 計画策定の背景

III

計画策定の背景

(1) 秩父別町の概況

①沿革

秩父別町は明治28年、29年の両年に屯田兵の入植により拓かれ、明治34年に深川村から分村して「秩父別村」となり、秩父別村戸長役場が設置され、その後、明治39年から2級町村制が施行されました。

昭和34年には待望の町制が施行され、平成26年には開村120年を迎えました。

②位置と地勢

本町は、道央地域空知総合振興局管内の北部に位置し、東西方向8.27km、南北7.1kmでほぼ開いた扇型をなし、面積47.18km²、深川市など、1市3町と隣接しています。

本町は概ね平坦で、東部に標高約120m程度の丘陵地帯があり、北部から西部は雨竜川に囲まれた純農村地帯であり、町の面積の70%が農地です。

③気候

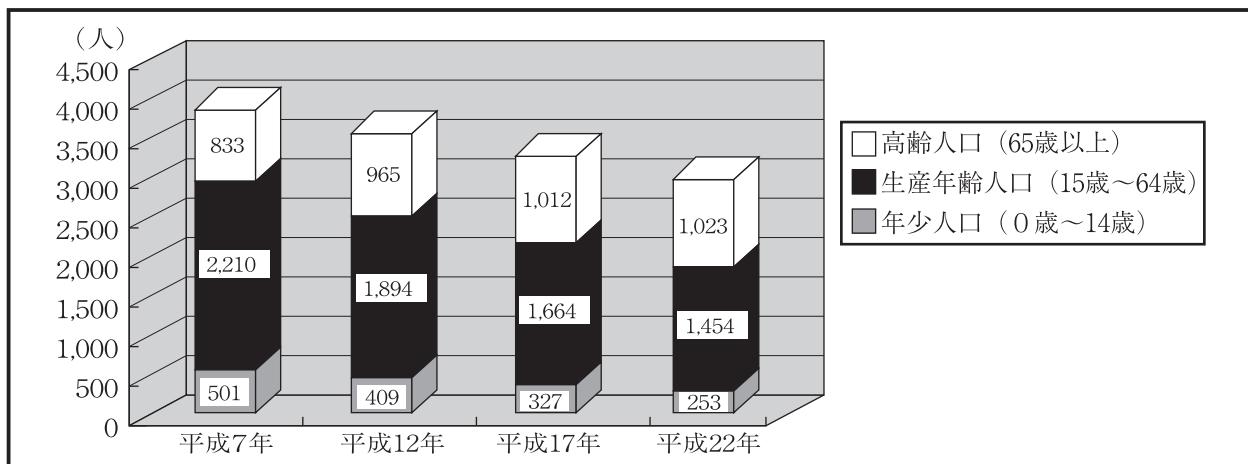
本町の気候は内陸型で、夏季は高温多湿、冬季は140cm程度の積雪があります。

(2) 人口・世帯の状況

①人口の動き

本町の人口は、昭和32年の7,123人をピークとしてその後は減少を続け、昭和50年の国勢調査結果は4,409人、平成17年には3,003人、平成22年には2,730人となっており、近年の減少数はやや鈍化の傾向を示していますが、依然として若年層を中心とする流出及び出生数の減少が続き、年齢構成の高齢化が進んでいます。

《人口の動き》



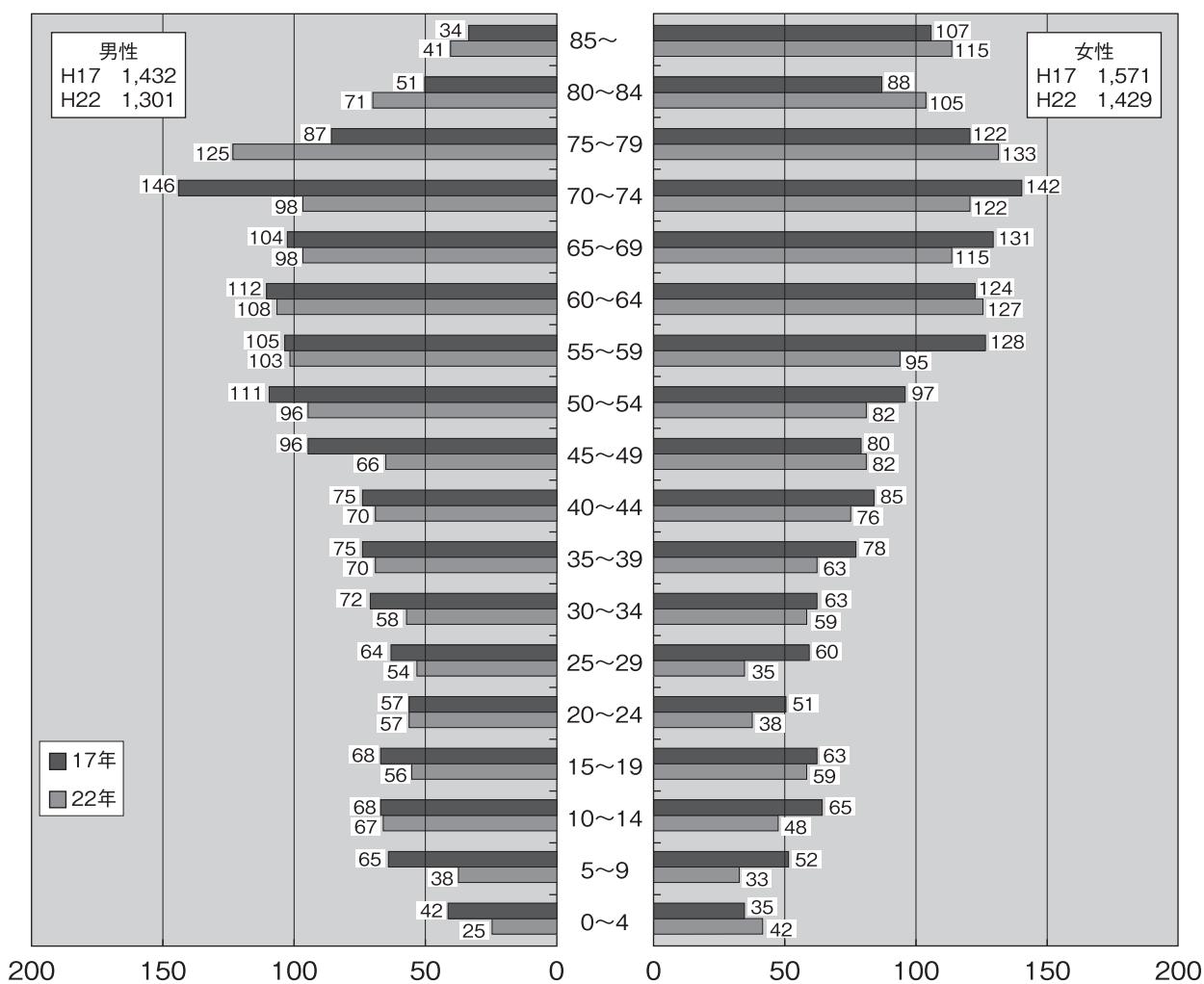
(資料：国勢調査)

②人口ピラミッド

人口を年齢別でみると、75歳以上の人口以外は一部を除き、ほぼ全ての年齢区分で減少しており、75歳以上の人口は多くなっています。平成17年と平成22年を比べてその傾向が一層進んでいることがうかがえます。

《人口ピラミット》

(単位：人)



③年齢3区分人口の推移

平成22年度の国勢調査の状況では、65歳以上の高齢人口比率は、秩父別町では37.5%と、北海道より12.8%、全国より14.5%高くなっています。高齢化の進行が顕著にみられます。年少人口（15歳未満）比率は、全国より3.9%少ない9.3%、また生産年齢人口（15～64歳）比率も全国より10.4%少ない53.3%となっています。

III. 計画策定の背景

人口の推移

区分	区域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 (15歳未満比率)	秩父別町	16.1%	14.1%	12.5%	10.9%	9.3%
	北海道	18.3%	15.8%	14.0%	12.8%	12.0%
	全国	18.2%	15.9%	14.6%	13.7%	13.2%
生産年齢人口 (15~64歳) 比率	秩父別町	63.5%	62.4%	58.0%	55.4%	53.3%
	北海道	69.7%	69.3%	67.8%	65.7%	63.3%
	全国	69.5%	69.4%	67.9%	65.8%	63.7%
高齢人口 (65歳以上) 比率	秩父別町	20.4%	23.5%	29.5%	33.7%	37.5%
	北海道	12.0%	14.9%	18.2%	21.4%	24.7%
	全国	12.3%	14.7%	17.5%	20.5%	23.0%

(国勢調査)

④就業構造

国勢調査による就業人口は、昭和35年の3,717人をピークに減少を続け、平成22年には1,292人まで減少しています。産業別の構成では、第1次産業人口が昭和35年のピーク時の76.6%から平成22年の37.8%へ激減しています。第2次産業については、平成7年度までは微増となっていましたが、その後減少が見られ、第3次産業人口比率が大きく伸びています。

就業人口割合の推移

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	構成率										
総 数	人 2,193	-	人 2,075	-	人 1,977	-	人 1,776	-	人 1,529	-	人 1,292	-
第一次産業 就業人口比率	1,164	% 53.1	954	% 46.0	791	% 40.0	669	% 37.7	586	% 38.3	488	% 37.8
第二次産業 就業人口比率	374	% 17.1	411	% 19.8	465	% 23.5	366	% 20.6	251	% 16.4	159	% 12.3
第三次産業 就業人口比率	655	% 29.8	710	% 34.2	721	% 36.5	741	% 41.6	692	% 45.3	645	% 49.9

(国勢調査)

(3) 社会の背景

①人口減少と少子高齢化の進行

わが国は、人口の減少時代に入るとともに高齢化が一層進行し、人口の年齢構成が大きく変化しています。総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、14歳以下の年少人口や、現役世代といわれる15歳～64歳の生産年齢人口の割合は減少しています。今後も高齢化率は上昇する一方で、現役世代の割合は低下することが見込まれています。

平成26年5月の日本創生会議（座長：増田寛也氏）の報告によると2040年までに896の自治体が消滅するとされ、人口減少問題を克服するための地方創生に向けた取り組みが求められています。

②安全・安心に対する関心の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震災害をはじめとして、自然災害の被害が甚大化しています。

また、凶悪な事件や危険な事故、子どもや高齢者など生活弱者が被害にあう犯罪と詐欺行為も増えています。

このため、各災害や事件・事故から身を守るための意識づくりやその対策を促していくことが求められています。

③循環型社会に向けた環境の保全と活用

地球温暖化による環境破壊が世界的な課題となる中で、自然環境の保全や環境に負荷をかけない省資源化、資源の再利用に関する取り組みなどが進められています。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、これまでのエネルギー政策に対する見直しの必要性を感じる人や地域が増え、広がりを見せています。

循環型社会の構築を目指して、ごみの発生・排出の抑制やリサイクルの推進及び省エネルギーの推進などを地域住民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、継続して環境改善に取り組むことが求められています。

④高度情報化社会の進展

めざましい技術革新により、情報通信の高度化の急速な進展は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

インターネットを中心とする情報通信技術（ＩＣＴ）は、通信速度の高速化・大容量化を進め、スマートフォンの普及などにより、利用者や活動範囲がますます広がっています。このような中、地域の活性化や課題解決に、ＩＣＴを活用して取り組む地域も増えています。

このため、医療・福祉や教育などといった分野や観光、農業といった産業活動の面でも高度な情報を利用した取り組みが進められており、高度化に対応するための環境整備が求められています。

III. 計画策定の背景

⑤成熟社会の進展

成熟社会への移行に伴い、「もの」の豊かさから「心」の豊かさへと豊かさに関する考え方は変化し、「集団への帰属」から「個人の尊重」へなど、人々の価値観は多様化し、そのことが重要視される社会になってきました。

生活様式の多様化や自由時間の増加により、様々な余暇活動を楽しむとともに、心豊かな生き方への関心が高まっています。

成熟社会においては、文化・スポーツ活動やボランティア活動といった様々な分野で多様な選択が可能な社会づくりが求められています。

また、女性の意識や価値観も変化し、多様な分野への進出が増加しており、男女がお互いに理解し尊重しあうとともに、女性がその個性と能力を充分に発揮することの出来る社会を形成していくことが必要です。

⑥社会経済の変貌

環境問題をはじめとする地球規模での諸問題や経済活動の国際化、さらには少子・高齢化の急速な進行など国内外の経済環境は急激に変化しており、産業・経済は構造的な改革が求められています。

農業では環太平洋連携協定（TPP）による国内農業への影響が懸念されるだけではなく、土地の大規模化や、担い手の高齢化等で、大きな転換期にあり、農業経営の法人化や低コストで安定生産が図れる生産基盤の整備が望まれています。

また、製造業では、生産拠点の海外移転、規制緩和、価格破壊が進み、競争の激化が進んでおり、これらに対応する価値を付加した、さらなる競争力を持つ産業構造を築くことが求められています。

一方、健康・医療・福祉や介護など高齢社会に対応する分野や、リサイクルなど環境に関する分野で、時代のニーズに対応した新たな産業の成長が見込まれています。

⑦地方分権の進展

国や地方の財政状況が好転しないまま少子高齢化が進む中、税収の減少や社会保障費の増加など市町村にとって厳しい状況が続くことが見込まれます。

一方、国から地方に権限が移譲される「地方分権」が進み、住民にとってより身近な市町村で対応できることが増えています。また、構造改革特区制度などを通じて、国の規制に縛られず地域の特性を活かした活性化策を進める機会も増えています。

そのため、今後、地方分権がさらに進み町民のニーズが多様化することにより、限られた人員や財源の使い方を見極めながら、質の高いサービスを提供することが求められています。

⑧住民参加・協働のまちづくり

地方分権社会・成熟社会への本格的な移行により、人々の価値観は変化し、住民ニーズは多様化しています。それらに対応し、効率的な行政を遂行していくためには、住民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働でのまちづくりが求められています。

今後のまちづくりは、住民と行政の選択と責任により、地域の特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めることが重要です。



IV

基本構想策定の基本的視点

1 住民参加による協働のまちづくり

まちづくりとは、そこに住む住民一人ひとりが力を合わせて、みんなの手で住みやすいまちをつくることです。また、住みつけたいと思えるまちにするための意見をみんなで話し合い、目標をたてて行動すること。それがまちづくりです。

これらを踏まえて、住民が町政の主人公であることを念頭におき、計画の立案や事業の実施にあたり、広く住民各層の意見が反映されるよう、理解と協力を求め、住民と行政が一体となってまちづくりを推進します。

2 国や道の計画との整合

国や道の上位計画との整合性に留意し、道などが示す地域整備方策に沿った中で、本町が果たすべき役割を具体化し、実効性を持った計画とします。また、国や道に対しても要望すべき施策・事業等を明確にします。

3 秩父別町らしさの強調

「地方分権社会」を迎え、地域のことは地域の選択と責任により決める社会となってきています。その中では今後さらに独自性や個性が重視されます。

本町においても「地方の時代」が叫ばれて以来、地域の特性を活かした様々な取り組みを行い、秩父別町らしさや個性の強調を図ってきました。

今後も先人により培われてきた文化や伝統を大切にしながら、新しい社会に対応した「らしさ」を発掘・発展させていくことは、まちづくりとしての重要な意味を持ちます。秩父別町のらしさを強調し、次の世代のために守り育てていくことができるような独自性をもった計画とします。

4 新しい社会への対応

現代は、少子・高齢化、地方分権化、高度情報化など社会情勢がめまぐるしく変化し、時代は大きく変わろうとしています。人々の価値観は多様化し、ニーズは複雑化してきており、これらのこととはまちづくりに大きな影響を与えています。

時代の流れは非常に流動的で、確実な長期展望を見据えることは容易ではありませんが、住民のニーズを的確に捉え、確かな視点に立ち、将来の進むべき方向を確立していきます。

5 効果的なソフト事業の展開

これまでの第1次から第5次の総合計画の推進を通して、本町の生活基盤は大きく向上し、公共施設も概ね整備されてきています。今後は真に豊かさが実感できるよう、整備されたハードを積極的に活用した人づくりやコミュニティづくり、地域づくりなどソフト面を積極的に取り入れたまちづくりを推進する計画とします。



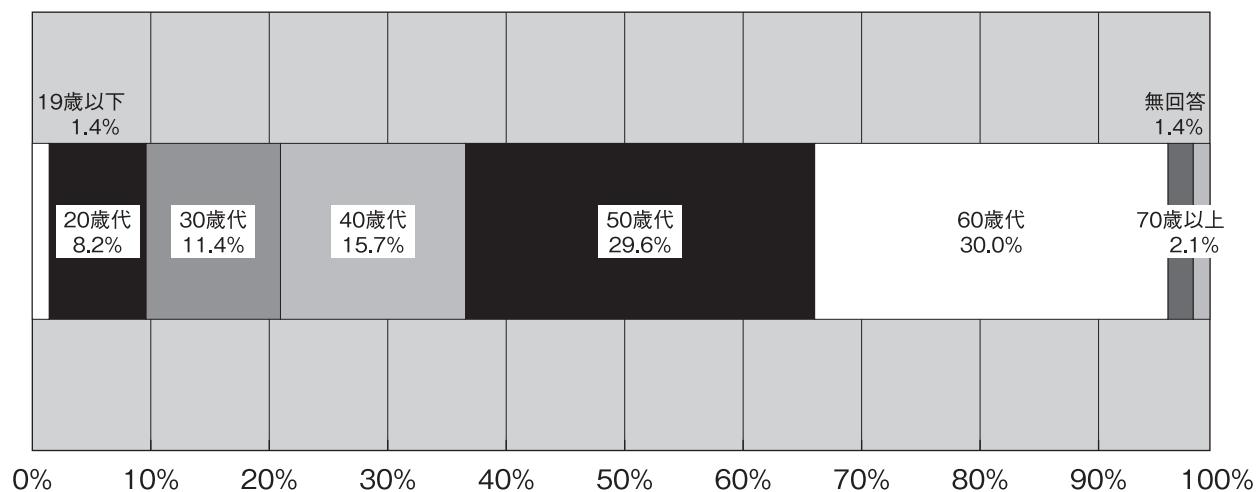
V 住民ニーズ

平成27年2月に実施したアンケート調査の全回答者の年代別構成は、図1のとおりとなっています。また、居住年数が10年を超える住民が約90%となっていることから、定住している住民の考え方方がほぼ反映された調査と言えます。

この中で「秩父別町の住み心地と居住意向」の問には、「とても住みよい」「住みよい」の回答が50%以上となっており、「将来も住み続けたいか」との問には、70%以上の人人が「今の場所や町内に住み続けたい」と回答していました。

一方、「町外に移りたい」と回答した人の理由としては、「買い物や生活が不便」「医療・福祉面が不安」「交通が不便」「娯楽や余暇の場が少ない」との回答が多くありました。

図1 アンケート回答者年齢区分[%]



将来の秩父別町については、「保健医療や福祉が充実し、健康的で人間性豊かな町」「人々が生き生きと働く、所得水準の高い産業の町」となることを望む声が多く、まちづくりに力を入れるべき分野としては、産業の振興、少子・高齢化対策、保健医療体制の充実を上げる意見が多くありました。

農業の活性化については、「農産物のブランド化と産地形成」や「後継者の育成」を上げる声が多くありました。

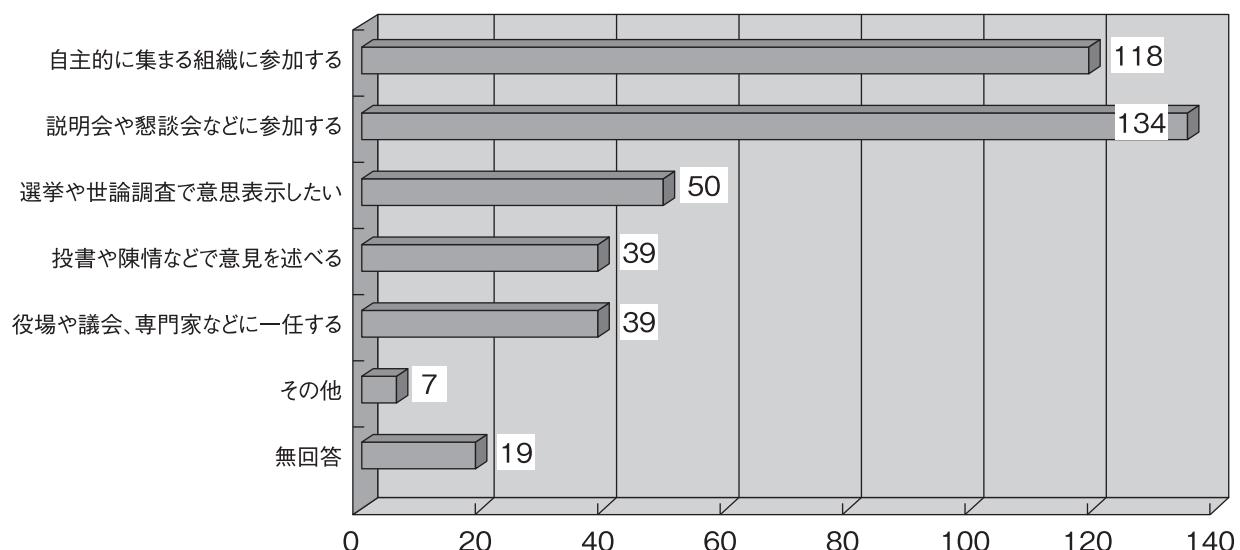
人口減少問題対策としては、「農商工業者の産業における雇用の確保や創出につながる産業対策」や、「若者が結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の費用負担の軽減対策や経済的安定対策の充実」が求められています。

まちづくりにおいては、住民の自主的な参加による活動が重要ですが、住民がまちづくりに対してどのように関っていきたいかを問う「住民の参画方法」という設問では、「説明会や懇談会などに参加する」や「自主的に集まる組織に参加する」という声が多くありました。また、まちづくりの参画について、行政情報の積極的な公開を

広報誌や回覧、ホームページ等で求める声も多くありました。

今日、個性と独自性を發揮し、住民の創意に満ちた地域づくりが求められており、多くの住民がまちづくりに対しての参画意識を持っていることから、今後は住民参加を更に促す条件整備に努めながら、住民自ら考え自ら行動するまちづくりを進めることが必要です。

まちづくりへの参画 [人・複数回答]



VI

秩父別町の将来像

“協働の力で築く、安全安心で活気に満ちたまち”

本町は、屯田兵の開拓により拓かれた町であり、その開拓者精神は今もなお脈々と私たちの中に受け継がれてきています。それはたゆまぬ努力であり、不屈の精神であります。

今私たちはその屯田魂をこころに今日の大きな変革の時代のまちづくりを住民一丸となって進めていかなくてはなりません。

本町は「協働の力で築く、安全安心で活気に満ちたまち」をテーマに、すべての住民が誇りと喜びを持って生活することのできる豊かな農村社会を築き、持続性のある産業と心ふれあう福祉社会の創造を目指した、快適な地域社会の実現を図ります。

VII

まちづくりの目標（施策の大綱）

1 活力ある田園のまちづくり

本町は、豊かな自然条件と専業農家を主体とした高生産性農業の基盤を有した中で、道内でも屈指の良質米の産地として発展してきています。しかし現在では日本経済に大きな影響をもたらす環太平洋連携協定（TPP）問題や、米価の下落、後継者問題や担い手不足など多くの課題を抱えており、将来に向けて決して楽観できる状況とはいません。

このような状況の中、生産性・収益性の高い農業経営の確立、消費者が求める安全性・健康志向など多様なニーズに応える安全で良質な農産物の生産と販路の確保、担い手の育成・確保、複合経営などにより農業経営の基盤強化を図り、農業を真に魅力あるものとし、秩父別農業の発展を目指します。

商業の振興では、消費者ニーズに対応した商品情報の把握、経営力の向上及び後継者の育成が重要な要素です。商店の個性化や景観の整備など特色ある商店街づくりの支援を積極的に行います。

雇用の場の確保を図る上から雇用能力の高い企業の誘致を検討するとともに、地元中小企業の経営安定化及び地域特性を活かした地場産業の育成と新たな起業の支援を推進します。

温泉やローズガーデン等の施設の一層の有効活用を図り、地域の特性を活かした体験メニューなど特色ある魅力的なソフト事業を展開し、保養と体験、ふれあいの観光地づくりを目指します。

2 心かよいあう福祉のまちづくり

住民みんなが健康で心ふれあう豊かな生活を送り、真に幸福を感じられるよう、住民がお互いにいつくしみ、認め合いの心を持つなど相互に支え合う、心のかよいあう福祉のまちづくりを進めます。

そのために、福祉のまちづくりを支える人材の確保・育成と推進体制の充実に努めるとともに、高齢者・障がい者に配慮した、人にやさしい地域環境づくりを進めます。

さらに高齢者・障がい者、ひとり親家庭への効果的な福祉サービスの提供と自立支援や社会参加の促進に努めます。

少子化への対応と子どもの健やかな育成を促すための保育・子育て支援の充実を図ります。

住民の健康を維持するため、積極的な健康づくり活動を展開するとともに、医療体制及び施設・設備を確保します。

また、国民健康保険事業の広域化を見据えた適切な対応と国民年金の適正加入を推進します。

3 安全で安心して暮らせるまちづくり

住民生活の基礎となる道路整備については、住民のニーズを充分把握した中で、安全で利便性の高い道路ネットワークづくりに努めます。

国道・道道については、安全性の確保、冬期間の雪対策の強化及び歩道の整備など国及び道へ要請を継続していきます。

町道については、身近な生活道路としての役割が果たせるように舗装・改良等の整備を進めます。

現在のJRやバスの公共交通機関としての役割や機能を維持するため、関係機関に働きかけていきます。また、高度情報化社会に対応した人材の育成と情報通信体制の確立を図ります。

快適な生活環境の整備では、住宅について需要に応じた町営住宅等の建替えや改修、民間の活力を生かした住宅建設等も促進し、快適で住み良い環境を提供します。

上下水道については、給水需要に応じて良質で豊富な水資源を確保します。また、生活排水処理、ごみの減量化及び分別収集化・リサイクル化を推進し、広域行政の中で施設の整備と計画収集を進め、環境に配慮した衛生的な処理に努めます。

緑地・公園については、既存の緑地等の保全に努め、多角的に活用できるよう整備を進めます。

安全な環境づくりのため、住民の防災・防火意識を高めるとともに住民を災害等から守る危機管理体制の充実を図ります。また、救急体制を充実させるため、関係機関との連携を図っていきます。

近年の多様化する犯罪を未然に防ぎ、安全で安心な生活を確保するため、関係機関・団体と連携し、防犯活動の充実を図ります。

4 豊かな心を育む生涯学習のまちづくり

生涯学習のまちづくりでは、住民が自己を高め、生きがいをもって充実した生活を送れるよう、生涯にわたりいつでも、自由に学習できる環境を整備するとともに、学習の成果が適切に評価され、地域に還元できる環境づくりを進め生涯学習社会の充実に努めます。

学校教育では、学校施設・設備の充実に努め、児童生徒が安心して学習できる教育環境の整備に努めるとともに、特色ある教育を展開し、子どもの「生きる力」を育む学校教育の充実に努めます。

社会教育では、多様化する学習ニーズを的確に把握し、各年代に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活かした社会教育活動の充実を図ります。

社会体育では、住民の健康保持増進のためスポーツの生活化を図り、「町民皆スポーツ」を目指し、参加機会の充実や指導者の育成確保、団体の育成強化を図るとともに、施設・設備の充実を図ります。

文化・芸術等では、人々に豊かな心を育み、人間形成に大きな役割を果たす、文化活動の支援や施設環境の整備に努めます。また、郷土の歴史や文化を継承するため、郷土学習活動への積極的な活用を図ります。

5 輝く未来へ活力あるまちづくり

「まちづくりはひとづくり」といわれるよう、人材育成はまちづくりの要であることから、まちづくりを進める人材育成を積極的に進めて、中核となる人材を育てるとともに、未来の秩父別町を担う子どもたちへの支援を進めます。

広域的交流では、都市交流型農村の構築を図るため、本町の農業地帯の特性を活かした滞在型交流を推進します。また、個性豊かで活力ある地域づくりを進めるためには、他地域との交流・連携が欠かせないことから、活発な交流等を促進し、まちづくりの原動力となるよう広域的交流を推進します。

行財政の運営については、行財政改革を一層推進することで持続可能な財政基盤を確立し、効率的な運営に努めます。

